

# 認知症対応型サービス事業管理者研修

## 1 目的

認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所（以下「認知症対応型サービス事業所」という。）の管理者が、当該事業所を管理、運営していく上で必要な知識及び技術を身につけることを目的とします。

## 2 受講対象者

認知症対応型サービス事業所の管理者又は、管理者として従事することが予定されている者であつて、旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）を修了し、介護保険者が適当と認めた者。

## 3 募集定員

各期 50 名程度（受講申込者数が定員を超えた場合は、調整させていただきます。）

## 4 申込方法

(1) 受講を希望する認知症対応型サービス事業所の代表者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修受講申込書（様式 2 号）」を 2 部作成し、旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践者研修の修了証書（修了見込者は研修受講決定通知）の写しを 2 部添付して、介護保険者に申込期間内に申し込んでください。申し込みを受けた介護保険者は、受講の必要性を認めた場合、提出された申込様式 1 部に別紙推薦書（40 頁）を添付し、全国認知症介護指導者ネットワークへ郵送で申し込んでください。

(2) 受講申込みは 1 事業所あたり 1 人のみとしてください。ただし、新規開設等で研修修了者がいない等のやむをえない事情のある場合は、介護保険者が必要と認める範囲で 2 人以上の申し込みができます。

## 5 受講料

3,800 円 ※受講決定通知に同封される請求書に基づき、期限までに指定口座へ納入ください。

## 6 修了証書

研修における全ての内容を修了した者には、修了証書を交付します。

## 7 留意事項

- (1) 受講決定後、欠席する場合は、必ず事前に連絡してください。
- (2) 受講が決定した時点で受講料の納入義務が発生するものとし、一旦納付された受講料は一切返還できません。次年度以降又は他の研修に充当することもできません。
- (3) 研修の受講に際しては、原則として遅刻・早退は認められません。また、講義の進行状況によっては終了予定時間を超える場合もありますので、日程等について余裕をもって受講してください。
- (4) 長野県以外の都道府県の事業所からの申込みについては、必ず事業所の所在する市町村（保険者）に確認のうえ、お申込みください。
- (5) 認知症介護実践者研修等の修了要件について「修了見込」で申し込まれた場合、実践者研修終了後、すみやかに修了証書の写しをご提出ください。研修 1 日目の前日までに修了証書が無い場合には受講ができませんので、今年度の「認知症介護実践者研修」を受講する方は、研修期間を確認の上、受講してください。

- (6) 受講申込は、必ず事業所所在地の介護保険者（市町村長・広域連合長）を通じて行ってください。
- (7) 申込時に提出いただいた個人情報、本研修運営の目的のみに使用し、それ以外の目的で利用、あるいは第三者に提供することはありません。

## 8 研修日程・会場・申込期間

	日程	会場	申込期間
第1期	【1日目】 平成30年8月21日（火） 【2日目】 平成30年8月22日（水）	千曲市総合観光会館 （千曲市）	平成30年 7月23日（月） ～7月30日（月）
第2期	【1日目】 平成31年1月23日（水） 【2日目】 平成31年1月24日（木）	諏訪湖ハイツ（岡谷市）	平成30年 12月10日（月） ～12月17日（月）

## カリキュラム

日 程	研 修 内 容
1 日 目 (9:00～16:10)	地域密着型サービスの取り組みについて 地域密着型サービス基準について 介護従事者に対する労務管理について
2 日 目 (9:00～16:40)	適切なサービス提供のあり方を考える (家族・地域との連携、サービスの質の向上・管理者の役割 リスクマネジメント及び評価と情報の公開)

※1日目は、「平成30年度認知症対応型サービス事業開設者研修」と合同開催にて実施します。

※上記の研修終了後、レポートの提出を課します。

※カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。